物価 2

令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県区分	【44_大分県】
地方公共団体名（コード有り）	44203_大分県中津市
都道府県・市町村コード（5桁）	44203
担当部局課名	企画市民環境部総合政策課
担当者氏名	髙倉　熵
電話番号	0979-62-9031
メールアドレス	sogoseisaku@city.nakatsu.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）

国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	243,638
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	31,500
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	6,734
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	846,460
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	19,253
国のRS予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-

既配分額　国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	194,751
既配分額　国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	31,500
既配分額　国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	6,734
既配分額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	561,700
既配分額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	19,253
既配分額　国のRS予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-
今回配分予定額　国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	-
今回配分予定額　国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	-
今回配分予定額　国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	-
今回配分予定額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	284,760
今回配分予定額　国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	-
今回配分予定額　国のRS予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	-
配分予定額計　国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	194,751
配分予定額計　国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	31,500
配分予定額計　国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	6,734
配分予定額計　国の予備費等（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	846,460
配分予定額計　国の予備費等（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	19,253
配分予定額計　国のRS予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	
配分予定額計	1,098,698

国のRS補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	194,751
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　給付費	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　令和5年度本省繰越分	30,100
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　（令和6年4月通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　（令和6年7月5日通知分）	1,400
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　（令和6年7月25日通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　（令和6年9月通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②　（令回追加分）	31,500
【変更前】小計　交付限度額② （左欄　うち被災世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 31,500
【変更後】交付限度額② （左欄　うち被災世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 31,500
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和5年度本省繰越分）	18,448
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和6年4月通知分）	1,075
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和6年7月5日通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和6年7月25日通知分）	50
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令和6年9月通知分）	-
国のRS補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③（令回追加分）	-
【変更前】小計　交付限度額③ （左欄　うち被災世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 19,573
【変更後】交付限度額③ （左欄　うち被災世帯向け給付にかかる交付限度額）	(-) 6,734
国のRS予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年7月5日通知分）	561,700
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年12月通知分）	284,760
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額④	846,460
国のRS補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年7月5日通知分）	38,835
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年12月通知分）	11,353
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額⑤	50,188
国のRS予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥（令和6年4月・6月通知分）	-
国のRS予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥（令和6年9月通知分）	-
小計　交付限度額⑥	-
交付限度額計	1,122,899

移替先	総務省

No	国の予算年度（※R5補正は当年度分を記入）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のRS補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のRS補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のRS補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国のRS予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
										合計	1,147,585	1,147,585	243,638	31,500	6,734	846,460	19,253	-	-												
差押禁止法の対象範囲 ※事務運給参照		令和5年度住民税均等割非課税世帯(7万円)（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯給付金	1．物価高から国民生活を守る	○	－		38,234	38,234	-	31,500	6,734				1.物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 2.低所得世帯への給付金及び事務費 ③RS_R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯　11270世帯×70千円　のうちR6計画分 事務費0734千円 事務費の内容　【需用費(事務用品等)　役務費(郵送料等)　業務委託料　使用料及び賃借料　人件費　として支出】 ④R5年度分の住民税非課税世帯（11270世帯）	－	○	－	R6.1	R6.4	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
		一体給付（給付金・定額減税一体支援）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	住民税均等割のみ課税世帯給付金 住民税非課税世帯給付金 低所得者の子育て世帯加算給付金 定額減税調整給付金	1．物価高から国民生活を守る	○	－		865,713	865,713	-		846,460	19,253			1.物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 2.低所得世帯への給付金及び事務費 ③RS_R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯　2091世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　1109世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯　627世帯×100千円、子ども加算　2006人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者　27171人（64376千円）　のうちR6計画分2 事務費　19253千円 事務費の内容　【需用費(事務用品等)　役務費(郵送料等)　業務委託料　使用料及び賃借料　人件費　として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数(3824世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(27171人)	－	○	－	R6.2	R6.8	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R6当初（地）
		（デジタル庁）給付支援サービス	3											－	－																	
		住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への積出し等・補正）	4											－	－																	
		一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											－	－																	
		事務費（上乗せ・横出し）	6											－	－																	
			7	R5_補正	推奨事業	○	○	○	幼児教育・保育施設等物価高騰緊急支援事業	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		37,556	37,556	37,556						①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の中でも特に影響が大きい多子世帯の経済的負担の軽減のため、認可保育所等に通う第2子以降の給食費を無償化する。 ②扶助費 （a）1人あたり単価：57,600円（月4,800円×12ヶ月） （b）対象者数：653人（職員は除く） （c）交付対象経費：（a）×（b）＝37,555,200円 ③子育て世帯のうち第2子以降の子がいる世帯（保育施設を通じて。）	－	○	－	R6.4	R7.3	対象者の給食費の保護者負担0	ホームページ、対象施設へ個別に周知	給食			R6当初（地）
			8	R5_補正	推奨事業	○	○	○	小中学校・幼稚園等物価高騰緊急支援事業	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		104,398	104,398	104,398						①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の中でも特に影響が大きい多子世帯の経済的負担の軽減のため、第2子以降の児童生徒及び幼稚園児の給食費を無償化する。 ②負担金補助及び交付金 ③【中学校】通常：4,900円×11ヶ月×　177人＝9,540,300円 牛乳なし：4,130円×11ヶ月×　6人＝272,580円 パン・牛乳なし：3,680円×11ヶ月×　2人＝80,960円 特支（通常）：2,450円×11ヶ月×　2人＝53,900円 【小学校】通常：4,400円×11ヶ月×　1,791人＝86,684,400円 パンなし：4,030円×11ヶ月×　1人＝44,330円 牛乳なし：3,630円×11ヶ月×　64人＝2,555,520円 パン・牛乳なし：3,260円×11ヶ月×　4人＝143,440円 特支：2,200円×11ヶ月×　17人＝411,400円 特支（牛乳なし）：1,815円×11ヶ月×　2人＝39,930円 【幼稚園】通常：（（4,200円×10ヶ月）+2,640円）×　93人＝4,151,520円 パンなし：（（3,850円×10ヶ月）+2,420円）×　1人＝40,920円 牛乳なし：（（3,460円×10ヶ月）+2,200円）×　2人＝73,600円 副食免除（通常）：（（960円×10ヶ月）+550円）×　30人＝304,500円 総計　104,397,300円≒104,398,000円 ④市立学校、幼稚園に通学する児童・生徒のうち第2子以降の子及び保護者（中津市学校給食運営審議会を経由）	－	○	－	R6.4	R7.3	対象者の給食費の保護者負担0	ホームページ、個別通知等で周知	給食			R6当初（地）
			9	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食提供支援補助金（物価高騰影響分）	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		72,738	72,738	72,738						①物価高騰の影響を受ける中、子どもの成長に必要な栄養バランスや量が維持された給食が提供されるよう支援を行う。 ②学校給食の牛乳、パン、米飯の値上分と副食費の物価高騰影響額について学校給食運営審議会に対して補助する。（教職員は除く） ③物価高騰影響額　72,738千円 （積算：1回平均額×回数） 【牛乳】32,920円×600回＝19,752,000円 【パン】22,270円×350回＝5,567,000円 【米飯】18,480円×350回＝6,468,000円 【副食】68,250円×600回＝40,950,000円 ④市立学校、幼稚園に通学する児童・生徒及び保護者（中津市学校給食運営審議会を経由）	○	－	－	R6.4	R7.3	物価高騰に伴う給食費の保護者負担の増加0	ホームページ、運営審議会で周知	給食			R6当初（地）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH
68														A																				
69															B							C												
70																B１	B２		B３		B４													
71			Ｎｏ	国の予算年度（令和５補正を含む場合あり）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	交付対象経費	国の R5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）給付費	国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	国の R5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	国の R5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
82			10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	中津市貨物運送事業者等支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		27,250	27,250	27,250							①燃料費高騰等の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営を強いられている市内運送事業者等に対し、経営の安定化を図るための支援金を交付する。 ②交付対象車両数による支援金 令和6年4月1日時点で所有する交付対象車両　1台につき普通自動車（大型トラック等）5万円、小型自動車・軽自動車2.5万円を補助する。上限者（法人50万円・個人15万円） ○　27,250千円 ③【積算】 ※50,000円×35社＝10台（上限50万円）＝17,500,000円 ※50,000円×165台（10台未満）＝8,250,000円 ※25,000円×60台＝1,500,000円　　合計27,250,000円 ④市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において貨物運送事業等（代行事業者含む）を営んでいる者	○	－	－	R6.4	R6.8	対象事業者の廃業：0件	ホームページ	運輸交通・物流・観光事業者			R6当初（地）
83			11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	L.尿収集運搬業者支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		1,574	1,574	1,574							①燃油価格高騰等の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営を強いられている中小企業者への支援として、市内L.尿収集運搬業者に対し、L.尿収集運搬業務の円滑な運営を図るため、支援金を交付する ② L.尿収集運搬業者に対して業務に要した、燃料費の県内市場価格（各月平均）と過去3年平均の差額を助成（上限24円/L） ③積算 使用車両総走行距離×平均燃費＝見込年間給油量 見込給油量65，550L×24円/L＝1,574千円 ④L.尿収集運搬業者	○	－	－	R6.4	R7.3	対象事業者の廃業:0件	ホームページ、個別通知	生活衛生関係営業者			R6当初（地）
84			12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	公共交通事業者燃油高騰対策支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		122	122	122							①燃料費高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、乗合バス等の運行に必要な経費を助成する。 ② 各燃料費の県内市場価格（各月平均）と過去3年平均の差額×1/4を上限に、各事業者に対して運行に要した燃料費を助成（残りの3/4は県補助）（補助対象期間は県補助に準ずる） ③【積算】 ・ガソリン：（1月当たりの使用量）942L×1ヶ月×（補助単価上限額）6円＝5,652円 ・軽油：（1月当たりの使用量）13,876L×1ヶ月×（補助単価上限額）6円＝83,256円 ・LPガス：（1月当たりの使用量）32,475L×1ヶ月×（補助単価上限額）1円＝32,475円 ④地域公共交通事業者（バス事業者・タクシー事業者） ・乗合バス：2社、タクシー：6社	○	－	－	R6.4	R6.4	燃料価格高騰による地域公共交通事業者の廃業件数：0件	ホームページ、個別通知	運輸交通・物流・観光事業者			R6当初（地）